

令和 7 年 1 月 21 開催  
調査

# 経済福祉常任委員会資料

○調査事件 2 有害鳥獣対策の現状について

産業課



# I 有害鳥獣の捕獲状況

## 1 有害鳥獣の現状について

近年、町内では、ヒグマやエゾシカの個体数が増加しており、今年の7月に町民が市街地でヒグマに襲われる事件が発生して以来、ヒグマの出没が急激に増加し、それに伴い市街地での目撃情報も多く寄せられ、これまでの農作物の食害や踏み荒らしに加え、交通事故などの被害も発生しています。

現在の有害鳥獣対策体制は、町から委嘱された有害鳥獣駆除員3名と会計年度任用職員1名の計4名で構成され、年間を通じて捕獲活動を実施しております。

今年度における町内でのヒグマの目撃数は、例年を大きく上回っており、特に親子連れのヒグマが多く確認されていることから、市街地への侵入を防止するため、状況に対応しながら適宜、捕獲従事者が箱わなを設置するなど、迅速な対策を講じております。

エゾシカについては、近年の有害駆除により年間平均約100頭の捕獲実績となっており、今年度は令和6年度から委嘱した捕獲従事者が経験を積み、ヒグマ対応を優先しながらも、昨年同期と同等の捕獲数となりますが、個体数は依然として増加傾向にあります。

## 2 有害鳥獣の捕獲状況について

### (1) ヒグマの捕獲状況

ヒグマの捕獲は、ベテラン捕獲従事者1名を中心に4人体制で、箱わなや銃器による捕獲を行っております。

令和元年度から6年度までの平均捕獲数は9頭ですが、令和7年度は既に25頭に達しており、山中には多くのヒグマが生息しているものと推測されます。

年度	6月	7月	8月	9月	10月	計	捕獲方法		性別	
							銃	箱	雄	雌
R5	1	1	1	6	7	16	8	8	10	6
R6	1					1	1		1	
R7	1	3	7	12	2	25	15	10	12	13

※R7は10月31日現在の数値

## (2) エゾシカの捕獲状況

エゾシカの捕獲は、通年で4名の捕獲従事者が捕獲活動を行っており、令和6年度の捕獲数は過去最多となる124頭の実績となっております。しかし、各年度の捕獲数を上回る出産数があると推測され、依然として個体数の減少に至っておりません。

なお、直近3か年のエゾシカ捕獲頭数は、次のとおりです。

月 年度\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
R5	7	8	10	7	4	7	18	5	6	2	1	8	83
R6	9	6	20	15	6	19	19	12	6	1	1	10	124
R7	15	5	15	5	13	13	20						86

※R7は10月31日現在の数値

## II 有害鳥獣減容化処理施設の状況について

### 1 施設の稼働状況について

有害鳥獣減容化処理施設は、令和6年度当初から稼働しており、臭気対策や減容の効率化を図るため、現場職員が日々試行錯誤を重ねながら捕獲個体の処理を進めております。

現在、施設は年間を通じて安定稼働しており、福島町の捕獲個体に加え、松前町及び知内町からもエゾシカ等の搬入があり、10月頃からヒグマやエゾシカの捕獲数が急激に増加したことに伴い、投入待機用の冷蔵庫が一杯になるなど、当初想定した処理容量を超えるような事態も発生しております。

### 2 施設の管理運営費について

施設の稼働初年度は試行錯誤の施設運営となり、当初想定していなかった臭気問題への対応のため、補正予算により修繕費等が発生しております。

なお、令和6年度の管理運営に係る決算状況は、次のとおりです。

[歳出]

(単位：千円)

区分		予算額	決算額	主な内容
需用費	消耗品費	1,122	1,053	微生物資材、施設内消耗品外
	燃料費	53	78	施設内ストーブ用灯油
	光熱水費	3,000	2,587	電気、水道料
	修繕費	981	1,192	換気配管修繕外
	計	5,156	4,910	
役務費	通信運搬費	120	132	電話料金
	各種手数料	129	102	フォークリフト点検外
	計	249	234	
委託料	機械警備	105	104	施設機械警備委託料
	施設管理	5,298	5,282	施設管理委託料
	計	5,403	5,386	
備品購入費	管理用備品	604	592	1.5坪タイプトイレ購入
	暖房用機器	108	108	ストーブ購入
	計	712	700	
合計		11,520	11,230	

[歳入]

(単位：千円)

区分	松前町	知内町	国道管理者	道一斎捕獲事業	計
R6	282	82	100	260	724
R7	400	130	170	-	700

※R7は10月末現在の速報値

### 3 渡島西部4町の施設利用状況について

令和6年度に施設処理した個体数は、渡島西部3町及び国道管理者によるエゾシカ340頭、ヒグマ7頭となっております。

また、令和7年度は、ヒグマの捕獲が大幅に増加していることから、各町からの受入を一時休止する状況が発生し、有害駆除活動を見合わせる期間がありました。

(単位:頭、kg、名)

区分	エゾシカ		ヒグマ		R6 処理量	施設利用 捕獲従事者 数
	R6	R7	R6	R7		
福島町	121	86	1	25	6,882	4
松前町	122	123	6	50	7,266	2
知内町	35	52	0	7	2,043	5
木古内町	-	-	-	-	-	-
国道管理者	10	17	-	-	647	-
道捕獲事業	52	-	-	-	2,295	-
計	340	278	7	82	19,133	-

※R7は10月31日現在の数値

#### 4 施設の管理方法について

有害鳥獣減容化処理施設は、令和6年度当初の供用開始以降、多くの有害鳥獣を処理しており、木古内町を除く3町が施設を利用している状況です。

このことを踏まえ、町では、当該施設について将来的に渡島西部による広域的な施設運営が望ましい姿であると考えております。

まずは、令和6年度から7年度にかけての施設稼働状況を把握し、今後の処理施設の在り方を検証するとともに、渡島西部4町が共同利用する場合に備え、関係団体と協議を進めてまいります。

#### III 令和7年7月12日に発生したヒグマによる人身事故について

町では、令和7年7月12日に発生したヒグマによる人身事故を受け、これまでの対応状況や課題等を整理するとともに、今後、同様の事故が発生した場合において、どのような対応が必要なのかを担当課及び町職員の協力者からの意見を聴取したうえで、今後の対応等を現段階の速報版として作成しております。

なお、概要については次のとおりであります。

## 1 人身事故発生にあたって

令和7年7月12日、福島町市街地において、ヒグマによる人身死亡事故が発生しました。本件は、住宅や高齢者施設、教育施設などが立地する地域で発生した初めての重大事故であり、地域住民の生活安全に深刻な影響を及ぼすとともに、広く報道され、道内外からも注目を集める事態となりました。

近年、ヒグマの出没は各地で増加傾向にあり、従来の山間部や農村部にとどまらず、市街地においても深刻な被害が生じ得ることを示す事案となりました。

こうした状況を踏まえ、町及び道（振興局）では、関係機関との連携、住民への情報提供・安全確保の取組などを振り返り、得られた知見を整理し、今後の対策に反映させていくことが求められており、特に、生活圏に近接する地域で発生した今回のような事案に対して、どのように備え、被害を最小限にとどめるかが大きな課題となりました。

## 2 事故の概要

令和7年7月12日（土）未明、町内三岳地区の民家敷地内において、新聞配達中の男性がヒグマに襲われ、近くの草藪に横たわっているところを発見され救出されたものの、その場で死亡が確認されました。

男性を襲ったヒグマは、7月18日（金）の明け方、捕獲従事者によって銃器で捕獲されております。

なお、捕獲された個体は、7月19日（土）道立総合研究機構によるDNA分析の結果、加害個体であると判明しております。

## 3 事故発生前の対応状況

7月9日（水）に市街地で目撃されて以降、町では、防災無線による住民への注意喚起を行うとともに、町及び松前警察署により、目撃現場周辺を中心に24時間体制で巡回パトロールを実施しました。

また、捕獲従事者の協力を得て、目撃現場や近隣の山林付近を巡視するとともに、箱わなを設置するなど、警戒体制の強化に努めました。

## 4 事故当日の対応

人身事故発生の一報を受け、町では、被害の拡大を防止するため、対策本部を設置し、松前警察署、福島消防署及び捕獲従事者と連携を図りながら、加害個体の捜索にあたるとともに、住民への注意喚起や事故現場周辺における

る巡回パトロールを強化しました。

また、渡島総合振興局からは、職員の派遣を受け、情報収集や必要な助言を得るとともに、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室が制度開始後初となる「ヒグマ警報」を発出し、住民への注意喚起を図りました。

## 5 事故後の対応

町では、防災無線などを活用して住民への注意喚起を行い、関係機関と連携しながら警戒体制を強化しました。事故発生前から松前警察署と共同で実施している24時間体制の巡回パトロールを継続するとともに、山林に近接する町道を通行止めとし、地域の安全確保に努めました。さらに、新たな目撃情報が寄せられるたびに、町、松前警察署、捕獲従事者が現場に臨場し、ヒグマの搜索や現場周辺のパトロールを強化しました。

加えて、箱わなの設置について、町、渡島総合振興局、捕獲従事者が協議のうえ、効果的な設置場所を選定し、加害個体の捕獲に取り組みました。

渡島総合振興局では、職員を連絡員として派遣し、町の対策協議に加わるとともに、夜間パトロール及び電気柵設置への協力や、広報車を用いて町民に対し、ゴミ出し時の注意事項などの呼びかけ、自動撮影カメラの設置支援を行っていただきました。

## 6 課題の整理

町では、「住民等への情報提供・注意喚起」「安全確保対策」「捕獲対策」「対策本部等」の4項目に分類し、それぞれの役割分担により対応した中での課題及び今後の対応について、主な内容は次のとおり整理しております。

### (1) 住民等への情報提供・注意喚起

#### ①情報発信の内容・精度

防災無線での情報発信について、どこの地区での出没か分かりづらく、危険度の差が把握しにくいとの意見があったことから、地区・危険度ごと及び住民の危険回避行動に繋がる発信内容を工夫し、防災無線に加え町ホームページやSNSなど多様な媒体での情報提供を行う必要がある。

#### ②住民意識向上

平常時の注意喚起や行動指針の周知が十分ではなかったことから、季節

や地域に応じた啓発活動、パンフレットや町広報による周知、町内会・学校等と連携した学習機会の提供による住民意識の向上を図る必要がある。

## (2) 安全確保対策

### ①電気柵の設置

ヒグマ等の市街地出没対策としての備えが不足しており、緊急時には道からの借用に依存したことから、市街地出没を想定した電気柵を常備し、設置場所・保管場所を明確化して迅速に展開できる体制を整える必要がある。

### ②緩衝帯（草刈り）の設置

市街地にヒグマが出没した際の対策として、土地所有者の承諾を得て緩衝帯の設置を行ったが、設置完了までに時間を要したことから、関係団体（建設業協会等）との連携体制を整備し、緊急時に迅速な除草・緩衝帯設置を行える体制を構築する必要がある。

## (3) 捕獲対策

### ①捕獲体制の整備

ヒグマ捕獲に対応可能な捕獲従事者が限られており、初動及び出没の長期化に対して、体制確保が困難であったことから、近隣自治体・獣友会との協定を検討し、緊急時に広域的な応援が可能な体制を構築する必要がある。

また、ローテーション制の導入や応援体制を確保し、捕獲従事者の休息を確保できる仕組みを構築する必要がある。

ヒグマ捕獲に対応可能な人材の育成が進まず、今後の担い手不足が懸念されることから、経験者による技術伝承や講習会の開催などにより、新たな捕獲従事者の育成を進める必要がある。

### ②市街地・夜間対応体制

昼夜を問わない市街地出没の発生により、市街地及び夜間における体制整備が必要となったことから、昼夜を問わず招集できる体制を維持しつつ、市街地・夜間対応を視野に入れた安全管理手順を明文化する必要がある。

また、令和7年9月施行の改正鳥獣保護管理法において新たに追加された「緊急銃猟」制度に係るマニュアルを令和7年12月末までに作成する。

#### (4) 対策本部等

##### ①対策本部の機能

対策本部は情報共有の場として有効であったが、目撃情報や出没情報に対する現地対応が優先されたことや会議開催要件等が明確でなかったことから、事案の発生状況に応じ、開催頻度や報告ルートを事前に定めた運用ルールの整備と、市街地出没対応マニュアル等の策定を通じて、各課の役割と責任を明確化する必要がある。

## 7 総括

7月12日に発生したヒグマによる人身事故は、町民の生活圏である市街地での事故で過去に前例のない事案であり、町では、捕獲従事者や関係機関と連携するとともに、住民周知など迅速な対応を行ったことにより、その後、ヒグマによる被害もなく、町民の安全が守られております。

町では、現在、ヒグマ捕獲に対応可能な捕獲従事者が1名のみであり、今後はヒグマ捕獲が可能となる捕獲従事者の確保が課題と捉えております。

そのため、近隣自治体などヒグマ対策に苦慮している町が連携できる体制づくりの構築が重要と考えております。

また、令和7年9月1日から改正鳥獣保護管理法が施行され、この改正により、ヒグマ等が人の日常生活圏に侵入し、人の生命又は身体への危険を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法によって捕獲等が困難であり、かつ住民に弾丸が到達する恐れがない場合には、町長の判断により市街地での銃猟が可能となる「緊急銃猟」が行えることとなったことから、町では、当該事故を教訓とし、市街地での捕獲対応における課題を整理したうえで、

「福島町緊急銃猟対応マニュアル」を年内に策定し、従来の警察官職務執行法による対応に加え、市街地で緊急銃猟による捕獲も可能となるよう準備を進めてまいります。